

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人七十七ビジネス振興財団の定款第13条及び第30条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう

## (報酬等の支給及び支給日)

第3条 役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、一日当たり50,000円を越えない範囲で、日当として定額を支給することができる。

- 2 評議員に対しては、評議員会出席等、必要の都度、定款第13条に定める金額の範囲内で、日当として定額を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬等については別表第1のとおり、評議員の報酬等については別表第2のとおりとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

## (交通費)

第6条 役員及び評議員には、その交通機関の利用の実態に応じ、交通費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃及び別表第1、別表第2の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、公益財団法人七十七ビジネス振興財団の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。

| 別表第1<br>役員の報酬等（第4条関係）            | 別表第2<br>評議員の報酬等（第4条関係） |
|----------------------------------|------------------------|
| 1. 理事および監事の日当として<br>一日当たり10,000円 | 日当として一日当たり10,000円      |
| 2. 監事の監査会等の日当として<br>一日当たり50,000円 |                        |